

公共ます施行承認申請書

年 月 日

河南町下水道事業
河南町長 様

申請者 氏名 住所 電話
⑩

下記のとおり公共ますの新設・移設・改築工事を施行したいので関係書類を添えて申請します。

設置場所	河南町	使用者・土地所有者・建物所有者 (申請者と違う場合のみ記載してください。)	
着手予定年月日	年 月 日	所有者	氏名 ⑩
完了予定年月日	年 月 日		住所
施工者			電話
		土地所有者	氏名 ⑩
			住所
代表者			電話
添付書類	付近見取図 既設公共ますの位置図 (移設・改築の場合のみ) 配置図・構造図 その他()	建物所有者	氏名 ⑩ 住所 電話

公共ます施行承認書

第 号
年 月 日

河南町下水道事業
河南町長 ⑩

本申請については、下記条件をつけて承認します。

記

- 1 道路占用及び道路使用について、道路管理者及び所管警察署長に占用申請及び使用許可申請を行い許可後に工事を施行すること。
- 2 施行に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- 3 工事が完了したときは、公共ます工事完了届を提出し、速やかに町の検査を受けること。
- 4 設置した公共ますは、検査合格後、町に無償譲渡すること。
- 5 その他町の指示に従うこと。
- 6 この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、河南町長に対して審査請求をすることができます。
 - (2) この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、河南町を被告として(訴訟において河南町を代表する者は河南町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。